

社会福祉法人 東京児童福祉協会  
みさと保育所

## 令和2年度事業計画書

自 令和2年4月 1日  
至 令和3年3月31日

# 事業実施の基本的理念及び方針

## 法人の基本理念

- 安心して保育サービスを提供するために、健全な経営を目指す。
- 人が人として心身とともに健やかに生活できるためのケア・サポートに知恵と愛をもってあたる。
- 職員は、常に、豊かな人間性と専門性の向上に努める。

## 法人の基本方針

『み』 みんな笑顔で 楽しく・やさしく  
『さ』 サポートは ひとりひとりを大切に  
『と』 ともにみんなのしあわせを願って

## 事業実施の基本的な考え方

我が国は、急速に少子高齢社会へと進行しており、将来を担う子どもの育成は極めて重要な課題となっています。

一方、女性の働き方や生活意識が多様化し、子育てしつつ仕事を続ける女性の増加に対応するための両立支援が必要とされています。特に近年の経済状況から、生活のゆとりを求める主婦の就業意欲と重なって、保育所待機児童の増加につながっている状況にあります。

みさと保育所はこうしたことを踏まえて、保育を必要とする乳幼児が、心身ともに健やかに成長できるように保護者との信頼関係のもと、適切な保育環境を確保し、豊かな人間性を育むことに取り組みます。

併せて、施設の機能を活用して、地域の母親と子どもたちとの交流を図るとともに、子育て支援として、育児の悩みや不安を抱いている保護者への相談、パートナー保育登録事業（育児講座・保育所体験等）を行います。

- (1) くつろいだ雰囲気の中で、情緒を安定させ心身の調和的な発達を図ります。
- (2) 子どもの発達過程に応じた、健全な生活リズムを習慣づけ、日常の生活や遊びの中で、興味・関心を深め、自発的な活動へと育てるよう援助します。
- (3) 保育者とのかかわりやお年寄りとの交流を通じ、暖かい人間関係を通して大人への信頼関係を深めます。
- (4) 生活や遊びの中で、経験を生かして遊びを考えたり、想像力を培うとともに自主性・協調性など、ともに遊び、ともに学び、ともに育つことによって社会性を養います。

## I 基本方針

- ・ 子どもの最善の利益が目的である。
- ・ 年齢発達に応じた保育を実施し保護者と理解を深めるように努める。
- ・ 心身ともに健やかに育つように、適切な保育環境を与えるように努める。

## II 保育目標

- ・ 優しく思いやりのある子
- ・ 挨拶のできる子
- ・ 明るく元気な子
- ・ 自分の考えや気持ちを伝えられる子
- ・ 意欲をもって頑張れる子

## III 保育方針

- ・ 四季折々の行事を通じ、いろいろなことに関心を持ち、経験をし、豊かな心を育てていきたいと考える。
- ・ 子ども一人ひとりの気持ちを受け止め、自主性を大切にし、心の成長を見守り保育する。
- ・ 自分の考えている事や気持ちを相手に伝えることができるよう、表現活動に取り組む。
- ・ 「食」について興味関心を持てるように、クッキング保育を実施する。

## IV 実施事業

延長保育	午後6時～7時実施（生後6カ月から実施可能）
産休明け保育	生後43日～小学校就学未満まで
障がい児保育	実施
育児相談	実施
園庭開放	月曜日～金曜日10時～12時（給食：食事可能1食350円）
なかよし文庫	絵本の貸出（毎日：在所児及び在宅家庭）
保育所体験	実施（年6回：在所児及び在宅家庭）
育児講座	実施（年3回：在所児及び在宅家庭）

## V 保育の提供

### (1) 保育所開所日

日曜、祝祭日および年末・年始休日（6日間）を除き、開所します。

### (2) 開所時間 7：00～19：00

### (3) 保育を提供する時間

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時～8時30分 午後4時30分～午後7時

### (4) 延長保育

働く母親の増加に伴い、保育需要も多様化し、特に母親の勤務や通勤時間の関係で、早朝から夕刻遅くまでの保育対応が必要になっています。そのため、保護者からの申請により、多摩市長が保育を必要と許可した児童を対象に、

18：00～19：00の1時間を延長保育とし、アットホーム的環境に配慮した保育を行います。

ただし、生後6ヵ月以降の児童を対象とします。

### (5) 職員配置

#### 【職員配置数】 認可定員を基準としての職員配置数市基準

職名		配置数 基準	職名		配置数 基準
所長			看護師		
保育士		1	調理員等		1
主任保育士	主任保育士	1	栄養士	調理師	5
	保育士	25			
定員別加算保育士		5	合計		38

#### 【認可定員 190名】

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
クラス名	ひよこ	りす	あひる	うさぎ	ぞう	きりん	
定員	15名	30名	30名	38名	38名	39名	190名
職員基準	5名	5名	5名	2.5名	2.6名	2.6名	20.1名

## (6) 保育カリキュラム

保育所の保育は、養護と教育が渾然一体となって機能することが必要であり、それによって好ましい人格の基礎が築かれていくことを大きな目標としています。

保育カリキュラムの実施にあたっては、乳幼児の生命の尊重・保護など養護的機能が充分に営まれるような条件を整えた中で、乳幼児の心身の健康増進を重視しつつ、年齢発達段階に応じて適切な乳幼児保育の実践に努めます。

## (7) カリキュラム構成の基本方針

保育所においては、下記の方針により各年齢の乳幼児の望ましい活動を選択し、配列し、また全体として一貫性をもったものとなるように配慮します。

発達過程	保育内容		
乳児	生 活	生命の安全	生活リズム
1歳以上3歳未満	健 康	大人との信頼関係	安全への配慮
3歳以上	人間関係 環 境 言 葉 表 現	自発活動への援助 自己主張の受容 個性の尊重 ことばへの対応	

## (8) 保健衛生計画

### <児童>

(イ) 乳児健診	嘱託医により	毎月	1回以上	実施
(ロ) 定期健康診断	嘱託医により	年	2回	実施
(ハ) 歯科検診	専門医により	6月	1回	実施
歯科口腔指導	専門学生により	年	1回	実施
(ニ) 眼科検診	専門医により	6月	1回	実施
(ホ) 蟻虫検査	(4月・10月)	年	2回	実施
(ヘ) 身体測定	身長・体重	毎月	1回	測定
	胸 囲	年	2回	測定
	頭 囲	年	1回	測定

(ト) 戸外遊びの機会をできるだけ多くして、体育遊び等により積極的な身体諸機能の発達を図り、明るく元気で、たくましい子どもになるよう保育に努めます。

### (チ) 午睡と休息

午睡時間は、年齢を通して1日おおむね90分程度とします。ただし、年齢によって多少の変化をつけ、生理的欲求の充足を図るために低年齢児は長く、年中・年長児は休息が主たる目的であることを配慮します。

## < 職 員 >

(イ) 定期健康診断	年1回	胸部X線、血圧測定、検尿、血液検査、心電図、胃X線検査
(ロ) 細菌検査	年2回	4月、10月 全職員
(ハ) 細菌検査	毎月1回	栄養士、調理員、調乳職員

## (9) 給食・栄養計画

献立は、乳幼児に特に必要な栄養配分を考慮し、季節(旬)の野菜および果物類・肉類・魚類などの多様な食品の摂取につとめ、嗜好にも留意しながら完全給食を実施します。

区分	乳 児 食 (離 乳 食)			
	初 期	中 期	後 期	幼児食
	5~6ヶ月頃	7~8ヶ月頃	9~11ヶ月頃	12ヶ月頃~
第1回	10:00(さじならし)	10:30	10:50	11:00
第2回	14:00(ミルク)	14:30	14:50	15:00(おやつ)
延長		18:00(ミルク)	18:00(補食)	18:00(補食)

子どものリズムに合わせて、個々に時間・量(調乳)を調整していく。

区分	1~2歳児食		3歳以上児食	
	昼食	おやつ	昼食	おやつ
第1回	11:00	9:30	11:30	
第2回		15:00		15:00
第3回~(延長)		(18:00)		(18:00)

## 【保育所で設定した給与栄養目標量】

	エネルギー kcal	たんぱく質 g	脂質 g	カルシウム mg	鉄 mg	ビタミンA
	ビタミンB1 mg	ビタミンB2 mg	ビタミンC mg	食物纖維 g	食塩相当量 g	給食割合 % (※)
1~2歳児	475	19.0	14.3	200	2.1	188
3~5歳児	574	23.0	17.2	259	2.5	202
1~2歳児	0.25	0.28	20	4.8	2.0	50
3~5歳児	0.32	0.36	20	5.7	2.3	45

(※) 給食割合 = 1日の基準値に対する給食で提供する給与目標の割合

## VI 増改築計画

当保育所は、昭和47年度に建設され47年を経過していることから、老朽化が進んでいます。このため、次年度に改修を行うこととし、併せて受け入れ児童数を増員すべく増築を図ることとし、基本計画や資金計画等を検討します。

# 令和2年度事業計画案

## I 保育目標及び方針を踏まえて

### 1 安全保育（生命保持と安全管理）

子どもの活動が豊かに展開されるよう、設備や環境を整え、保健的環境や安全の確保などに努める。

- ・ 緊急連絡網の整備・災害マニュアルの見直しを行い、作成する。
- ・ 常に機敏な避難行動できるように、毎月避難訓練（地震・火災）を実施する。
- ・ 毎月保育所内を見回り、安全点検を行い、危険個所の早期発見などにより、安全な環境整備を行う。
- ・ 1～2か月に1回、セーフティ会議において「けが処置」などの周知徹底を図る。
- ・ 各クラス『高度清浄加湿装置』を11月より4か月間レンタル設置し、感染予防に努める。
- ・ 害虫駆除を行う。（1年契約：年2回定期点検）
- ・ 駐車場に整理員を配置する。（シルバー人材センターと派遣契約）

### 2 居心地の良い場所、楽しい場所、安心できる場所（情緒安定）

- ・ 一人ひとりの子どもの気持ちを受け止めて、信頼関係を育み、子どもが主体的な活動ができるよう援助する。
- ・ 子ども一人ひとりの発達過程の個人差や心身の状態に応じて細やかな対応を行い、子どもが心身ともに安定し、楽しく過ごせるよう努める。

### 3 基本的生活習慣の自立

- ・ 子ども一人ひとりの発達過程の個人差をしっかりと把握し、個々に対応する。また、「やりたい」気持ちを尊重し「自分でできた」（待つ）を大切にする。

### 4 一人ひとりを大切にする保育

愛着関係を築き、安心して過ごせる環境を整える。

- (1) 担当制保育（0, 1, 2歳児）
- (2) 月齢別保育（0, 1, 2歳児）月齢別クラス編成

### 5 大型保育所の特性を活かした保育

保育内容に合わせて個別・グループ別・クラス別の中集団やクラス合同での大集団保育など、多彩な保育展開をする。

- (1) 組別保育（年齢ごとクラスを2組に分ける）
- (2) グループ活動

### (3) 縦割り保育 (3, 4, 5歳児)

## 6 豊富な経験

『豊かな心情、意欲、態度を身に付ける』ために、様々な活動や体験を経験させる。

「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域を踏まえ、保育士が一方的に働きかけるのではなく、子ども自身が様々な活動や物事に興味を持ち、体験しようとする意欲や主体性「生きる力」を育むカリキュラムを作成し、保育をする。

### (1) 食育

食を通じて親子や家族の関わり、仲間や地域との関わりを深め、子どもの健やかな心と身体発達を促すことをねらいとし、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの“食べる力”を豊かに育む。

『健康な心と体を育む』　『楽しんで作って、食べる』　『食材に親しむ』

『命の尊さを知る』　『文化を知る』

① クッキング保育 (3, 4, 5歳児、保護者、在宅家庭参加) の実施。

② 野菜栽培 (4, 5歳児) を実施する。

③ お餅つきを体験し、鏡餅を作る。

④ 旬の食材に関わりを持つ。(2, 3, 4, 5歳児)

・ 給食の食材の手伝い (とうもろこしの皮むきなど)

⑤ 『鮭のチャンチャン焼き』を作る。

### (2) 学び

① 言語、製作遊び…集大成としてクリスマス会にて、劇あそびを披露する。

② 英語でお遊び (ECC ジュニア： 外国人講師)

体を動かし、楽しみながら英語を学ぶ。(4, 5歳児隔週)

③ 茶道 (裏千家) 日本文化を知る。礼節を大切にする心や集中力を養う。

### (3) 運動

① 戸外遊び (自由遊び、集団遊び、ゲーム遊び等)

② モーニングハイク (火曜日・木曜日) …近隣の公園まで散歩に出掛ける。

③ わんぱく体操 (総合体育研究所：インストラクター 野村 和氏)

年齢発達に応じた作成されたカリキュラムに従い、指導を受ける。集大成として、運動会にて4歳児は組体操、5歳児はサーキットとして披露する。

### (4) 音楽リズム

① 朝の会と帰りの会に、季節の歌をうたう。

② リズム遊び、楽器遊び。

③ マーチング (専門講師) 指導を受ける。

集大成として、運動会にて5歳児が鼓笛パレードを披露する。

⑤ コンサートを開催し、バイオリンやマリンバなどの演奏を聴く

**【毎週・毎月の設定行事及び保育】**

毎週	月	朝礼	水	英語でお遊び
	火	わんぱく体操	火・木	モーニングハイク
毎月	1週	防災避難訓練実施	3週	縦割り保育
	2週	身体測定	3週	クッキング保育
	2週	がんばれ大会	月1回	音楽リズム
	2週	誕生日会	月1回	茶道

**7 就学に向けての保育と取り組み**

「多摩市たまっこ5歳児かがやきプログラム推進事業」に、実施園として参加する。

小学校1学年の児童の実態調査の結果、授業中「不適応状態」が発生しているとのことである。「不適応状態の原因」としては、「児童に耐久性が身についていなかったこと」「児童に基本的生活習慣が身についていなかったこと」などが挙げられた。

そこで、就学前教育と小学校教育を円滑に接続することを目的として、「たまっこ5歳児かがやきプログラム」が作成された。(平成25年度作業部会より報告)

当保育所も子どもが就学して困らないように、また学習に集中できるように、この事業に賛同し、実施することとした。(平成26年度より推進事業の検討会参加)

**【5歳児で身につけたい力】**

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| 「先生や友だちの話を最後まで聞く」 | 「あやまることができる」 |
| 「困ったときに自分から言える」   | 「決まりや約束を守る」  |
| 「身近なものに整理整頓ができる」  |              |

**『たまっこ5歳児かがやきプログラム』**

- |        |              |            |         |
|--------|--------------|------------|---------|
| ① 良い姿勢 | ② 声のものさし     | ③ 話し手の方を向く | ④ ありがとう |
| ⑤ ごめんね | ⑥ 指されてから答えよう | ⑦ 最後まで聞く   |         |

**【実施時期】** 每年1月～ 毎週1回

1回目： 9時45分～10時00分

2回目： 10時05分～10時20分

**【対象児童】** 5歳児

**【指導者】** 所長

**【指導内容】** 指導案に従って、授業のように簡潔に行う。

**【愛和小学校との連携と交流】**

就学を見据えた保育を考え、小学校へ進学してからの子どもの姿を知る。

- (1) 子どもたちの交流（2月）
- (2) 愛和小学校の先生方とみさと保育所職員との交流
  - ・ 学校公開… 進級した子どもの姿を参観する。
  - ・ 情報交換… 小学校での子どもの様子について先生方と情報交換を行う。

### (3) 学校運営連絡協議会に参加

愛和小学校主催の連絡協議会の委員として参加し、教育活動について参観、懇談に参加する。(委員：民生委員、学童の施設長など)

## 8 保護者に対する支援

保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解に努める。

### (1) 懇談会の開催

- ・ 9月、10月、11月  
クラス別の育ちと保育…子ども達が保育所の一日をどう過ごしているか、また、保育士がどのような考え方で保育を行っているか知らせる。  
(パワーポイントにて、写真紹介)
- ・ 3月  
クラス懇談会…クラスごとに運営方針についての反省や年度のまとめ  
1年間を振り返っての子どもの成長など、お知らせする。  
来年度の運営方針や担任を紹介する。

### (2) 保育参加及び参観

- ① 公開保育…子どもの育ちや様子を知る機会を設ける。  
(月1回程度、午前9時～午後4時まで)
- ② 保育参加…クッキング保育の参加を企画し、親子の交流機会を設ける。
- ③ 自由参観…保護者の希望に応え参観できるようにする。

### (3) 写真にて行事や保育を紹介する。(写真販売を委託する。)

行事や保育の様子をプロカメラマンが撮影し、ネット販売する。

### (4) プリントを提供する。

- ① 日常歌っている曲の楽譜を提供する。
- ② 給食献立のレシピを紹介する。
- ③ 手作りおもちゃの作り方を紹介する。(実物も展示)
- ④ 講習会や講演会での資料を提供する。

### (5) 保護者アンケートを実施する。

保護者の信頼と協力を得て、『三位一体』となり子育てできるように、常に利用者調査を行い、保護者の声に耳を傾ける。

## 9 地域における子育て支援

在宅家庭や在所児家庭の保護者に向け、様々な保育体験の場を設け、育児をする親子同士の触れ合いの機会を設け、「子育て力」を向上させることにつなげる。

(1) 保育所体験  
① 誕生会（月1回）参加

(2) 講習会・講話会を開催  
① 離乳食の試食会  
② 親子のつどい…ベビーマッサージ等

(3) 園庭開放（月曜日～金曜日：10時～12時）

(4) なかよし文庫（毎日：絵本の貸出）

(5) みさと通信の発行（年4回）  
保育所で参加できる行事を紹介する。  
また、健康、食事、育児、遊びなどに関する情報提供をする。

## II 保育の充実を図る会議・研修計画

### 1 職員会議

適切な保育支援や充実を図り、職員の共通理解を図るため、次の会議を実施する。

毎 日	ミーティング	隔 月	セーフティ会議（保健）
毎 週	リーダー会議		サブリーダー会議
毎 月	全体職員会議	随 時	給食会議
	クラス会議（各クラス）		パート会議
	献立会議		企画会議（行事）

保育観察を深めた上で、会議にて保育についての意見交換を行う。

### 2 職員研修計画

職員の資質向上を図るため、次の研修計画を実施する。

#### (1) 外部派遣研修

- ① 職員の意向により研修する。  
・ 保育の質を高める研修会 ・ リズムダンス講習会 ・ 保育技能研修会  
・ 納食技術講習会 ・ 保健関係研修会

保育協議会主催の研修会が多数開催されるので、情報提供を行い積極的に参加するように促す。

- ② 所長の意向により、研修派遣する。  
・ その他、保育内容の充実を図るため、保育の知識技術の向上を期し、必要と思われる研修会参加の機会を隨時に設ける。

#### (2) 宿泊研修・園見学研修

- ・ 主任保育士研修会 ・ カウンセリング研修 ・ 乳児保育担当研修

### (3) 園内研修

- ・ 新人職員の研修計画を立て、職員育成を行う。
- ・ 指導者研修  
　　新人育成のための申し合わせを密に行う。(新人職員マニュアル作成など)
- ・ 障がい児などへの最善の支援を学ぶため、必要に応じて専門家を招聘する。  
　　『みさと保育所の支援計画の見直し』  
　　島田療育センターの言語聴覚士など、専門家を招聘して学ぶ

### (4) キャリアアップ研修（待遇改善加算）

以下の研修を受講する。

副主任保育士と専門リーダーは、マネージメントと3つ以上の分野の研修を受講する。(1年間で1分野の研修を修了する。)

職務分野別リーダーは、担当分野の研修を受講する。

- |            |               |
|------------|---------------|
| ① 乳児保育     | ⑤ 保健衛生・安全対策   |
| ② 幼児教育     | ⑥ 保護者支援・子育て支援 |
| ③ 障害児保育    | ⑦ 保育実践        |
| ④ 食育・アレルギー | ⑧ マネージメント     |

### 3 『多摩市保育協議会』への参加、活動

本会は多摩市と協働し、保育の質の向上と情報共有及び課題の検討を行うことを目的としている。

- ① 保育士会（主任保育士）
- ② 保健師・看護師会（看護師）
- ③ 栄養士会（栄養士）
- ④ ハンディキャップ研修会（保育士2名）

## III 人材の「確保・育成・定着」のための取組が目指すこと

～働きやすい職場づくり～

<目標>

- 1 有休取得率を上げる。
- 2 コミュニケーションを図る
- 3 活発な意見が出る会議及び会議の効率化を図る。

<目標を実現するために>

- 1 毎月の会議や行事のあり方を見直し、休暇を取れる日を増やす  
　　日頃の事務作業を見直し、効率化を図る。
- 2 仕事終了後の健康維持の取り組み  
　　全体職員会後のワングームレクレーションで交流する。
- 3 会議内容をあらかじめ知らせ、一人ひとりが意見を持って会議に参加できるようにする。

## IV 職種・役職（運営管理面）及び職位・担当係（技術等指導面）

- ・職員の遺り甲斐に結びつけた職位を任命する。

- ・職員全員が職位・担当係につき、責任をもって職務に取り組むようにする。
- ・一人ひとり積極的にキャリアアップを図り、質の高い保育の提供ができるようにする。

『みさと保育所職位層の一覧表』

役職 (管理運営面)	行政 ガイドライン	みさと保育所 職位階層	職位・担当 (技術等指導面)	
リーダー	副主任保育士 等専門リーダー	副主任格	副主任	
			指導主任	子育て乳児主任
リーダー サブリーダー		専門リーダーA	障害児保育リーダー	遊び環境リーダー
サブリーダー クラス担任等 (勤務3年以上)	職務分野別 リーダー	係の班長	専門リーダーB	食育衛生管理リーダー
			図書班長	編集班長
			防災班長	図書啓発班長
			保健衛生班長	
クラス担任等	記載無	係の副班長 担当係	食育・非常食管理班長	
			環境整備副班長	教材編集副班長
			手作りおもちゃ係	広報係
			環境係	
			倉庫在庫管理	

★職位・担当係は、役職と同じくして昇格するものではない。兼務する役職を命じることがある。また役職名を変更することがある。

★処遇改善加算費に応じて、職位・担当係 (技術等指導面) の手当額が変動する。

## V 自己評価、面接の実施

年2回自己評価を行い、それをもとに職員面談を実施する。

4月	自己目標	目標を設定した用紙を提出する。
6月	自己評価	自己評価票をもとに面談する。(20分/人)
12月	自己評価	自己評価票をもとに面談する。(20分/人)
3月	所長評価	1年間の評価をする。 (評価により、処遇改善加算手当に反映する)

## VI 増改修計画の推進

- (1) 今年度、次の基本方針に基づき、増改築計画を推進する。
  - ア 令和2年度において、現在の建物を解体し、木造2階建ての建物を建築する。
  - イ 定員を190人から195人とする。
  - ウ 建設に当たって、国庫補助申請を行い建設費用の不足する額については、建設積立金等の自己資金と福祉医療機構からの融資により、調達する。
- (2) 建築に当たっては、次の点をコンセプトにして実施する。
  - ア 入所児童が伸び伸びと過ごせる明るく安全な清潔な環境を提供すると共に、職員にとって働きやすい環境を提供する場とする。
  - イ 保護者から見ても安心感を与える環境と感じさせられる建物とする。
  - ウ 質素な中でも、斬新的で躍動感を感じさせる建物とする。

